

ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令 329 号） 別表第 1

番号	施設 の 名 称	規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	・燃料の燃焼能力が重油換算 500/h 以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・ガス発生炉 ・加熱炉	次のいずれかに該当すること。 ・原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 500/h 以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（14の項に掲げるもの除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煨焼炉	原料の処理能力が 1 t/h 以上であること。
4	金属の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの（14の項に掲げるもの除く。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が 1 m ² 以上であること。 ・羽口面断面積が0.5m ² 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算500/h 以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	こと。 ・変圧器の定格容量が200kVA 以上であること。
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h 以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 0/h 以上であること。

番号	施設の名称	規 模
9	窯業製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ・ 焼成炉 ・ 溶融炉	次のいずれかに該当すること。 ・ 火格子面積が 1 m ² 以上であること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算500/h 以上であること。 ・ 変圧器の定格容量が200kVA 以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (26の項に掲げるものを除く。) ・ 反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。) ・ 直火炉	
11	乾燥炉 (14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA 以上であること。
13	廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当すること。 ・ 火格子面積が 2 m ² 以上であること。 ・ 焼却能力が 200kg/h 以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ・ 焙焼炉 ・ 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・ 溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。) ・ 転炉 ・ 溶解炉 ・ 乾燥炉	次のいずれかに該当すること。 ・ 原料の処理能力が0.5t/h 以上であること。 ・ 火格子面積が0.5m ² 以上であること。 ・ 羽口面断面積が0.2m ² 以上であること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算200/h 以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素 (塩化水素にあつては塩素換算量) の処理能力が50kg/h 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造 (塩化亜鉛を使用するものに限る。) の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 30/h 以上であること。

番号	施設 の 名称	規 模
19	化学製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） ・ 塩素反応施設 ・ 塩化水素反応施設 ・ 塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が50kg/h 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ・ 反応施設 ・ 濃縮施設 ・ 焼成炉 ・ 溶解炉	次のいずれかに該当すること。 ・ 原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/h 以上であること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算500/h 以上であること。 ・ 変圧器の定格容量が200kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（密閉式のものを除く。） ・ 凝縮施設 ・ 吸収施設 ・ 蒸留施設	次のいずれかに該当すること。 ・ 伝熱面積が10㎡以上であること。 ・ ポンプの動力が1kW 以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・ 反応施設 ・ 乾燥炉 ・ 焼成炉	次のいずれかに該当すること。 ・ 原料の処理能力が80kg/h 以上であること。 ・ 火格子面積が1㎡以上であること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算500/h 以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。） 又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算100/h 以上であること。 ・ 変圧器の定格容量が40kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算40/h 以上であること。 ・ 変圧器の定格容量が20kVA 以上であること。

番号	施設の名称	規 模
26	鉛系顔料の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶解炉 ・ 反射炉 ・ 反応炉 ・ 乾燥施設 (注) 1 伝熱面積とは、大気汚染防止法施行規則（昭和46年 令第1号）第2条の規定により算定された伝熱面積をいう。 2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。 3 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。 厚生	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 容量が0.1m³以上であること。 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40/h 以上であること。 ・ 変圧器の定格容量が20kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収施設 ・ 漂白施設 ・ 濃縮施設 	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/h 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算500/h 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算350/h 以上であること。

(注) 1 伝熱面積とは、大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号）第2条の規定により算定された伝熱面積をいう。

2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。

3 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。